

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から38年3月まで
② 昭和43年10月から44年3月まで

申立期間①については、私の父親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。

申立期間②については、夫婦一緒に国民年金保険料を納付していた時期であり、私の夫の国民年金保険料は納付済みであるのに、私の国民年金保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、6か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、昭和38年4月以降、60歳になるまで、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、夫婦一緒に保険料を納付していたとするその夫は、当該期間を含め、国民年金保険料を完納しているなど、夫婦共に納付意識は高かったものと考えられる。

また、当該期間及びその前後の期間を通じて、申立人の生活状況等に大きな変化は無かったものと推認されることから、申立人のみ当該期間の国民年金保険料が未納とされていることは不自然である。

2 一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和38年11月の時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料が納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、当該期間については、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び

国民年金保険料の納付を行っていたとするその父親は、既に死亡しているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月から44年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額について、平成4年8月から5年3月までは50万円、同年4月から6年1月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月1日から6年2月24日まで

今回の申立てに先立つ平成20年11月に社会保険事務所の職員が来訪し、A社における私の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録について、事実と反してこれを引き下げる訂正が行われている可能性があるとの説明があった。

私は申立期間当時、申立事業所で営業の仕事に従事しており、当時の給料は30万円から40万円ほどだったと記憶している。

申立期間について、遡及訂正前の標準報酬月額であったことを認め、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立期間の標準報酬月額について、当初、平成4年8月から5年3月までは50万円、同年4月から6年1月までは41万円と記録されていたところ、申立事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成6年2月24日）と同日付けで、申立期間のすべてについて、さかのぼって8万円に引き下げられていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本では、申立人が申立期間を含む昭和58年12月20日から平成12年12月5日までの間、申立事業所の取締役となっていることが確認できるものの、申立人自身は、当該事業所で営業の仕事に従事していたと供述しているとともに、申立人と同一日に資格喪失している元同僚3人は「申立人には、経営に関する権限はほとんど無く、営業のみを担当していたと思う。」と供述している上、申立期間当時の元事業主も「申立人は営業担当の従業員と

して勤務させており、標準報酬月額の遡及訂正処理については、自分自身が了承し、アルバイトに行かせた。」と供述していることなどを踏まえると、上記の遡及訂正処理に関して、申立人が関与した事実は認められない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がこのような処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（平成4年8月から5年3月までは50万円、同年4月から6年1月までは41万円）に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和39年12月1日であると認められることから、申立人の当該事業所における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、2万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月1日から40年6月1日まで

私は、昭和39年7月1日から40年9月1日までの間、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁では、申立期間について私の厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

私が申立期間中も当該事業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認め、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和39年12月1日から40年6月1日までの期間については、申立人が保管する業界誌の記事、元同僚の供述などから、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿等において、申立人の申立事業所における資格取得日について、当初、昭和39年12月1日とされていた記録が、40年8月19日に、同年6月1日へ訂正されていることが確認できる。

さらに、当該払出簿等では、申立事業所における元同僚6人についても、申立人と同様に、当初、昭和39年8月1日、同年12月1日などと記録されていた資格取得日が、40年6月1日へ訂正されていることが確認できるが、申立人及び複数の元同僚は、申立期間当時の勤務内容や業務形態に変更はなく、申

立事業所から被保険者資格の取消しに係る説明は受けていない旨の供述をしている。

これらを総合的に判断すると、申立事業所及び管轄社会保険事務所が、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、上記の記録訂正は有効なものとは認められないことから、事業主が社会保険事務所に届け出た被保険者資格取得日は、昭和 39 年 12 月 1 日であると認められる。

なお、申立期間のうち、昭和 39 年 12 月から 40 年 5 月までの標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する事業所別被保険者名簿の訂正前の記録から、2 万 8,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 39 年 7 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間については、前出の被保険者名簿では、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年 8 月 1 日であることが確認できるのみである上、これ以降、同年 12 月 1 日までの期間に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

また、元同僚は、申立事業所では 3 か月程度の試用期間が設けられており、その間は厚生年金保険へ加入させてもらっていなかったと供述していることを踏まえると、当該事業所では、従業員が入社した後一定の期間については厚生年金保険へ加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立事業所は、昭和 42 年 2 月 24 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理が行われており、また、申立期間当時の元事業主は既に死亡していることなどから、申立期間当時における厚生年金保険の加入状況等が不明である。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうちの昭和 39 年 7 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 7 月 6 日から 36 年 12 月 22 日まで

私が脱退手当金を受給したとされている昭和 38 年当時は、職業紹介所からあっせんされた事業所に勤務していた時期であるが、当該事業所が厚生年金保険に加入していなかったことから、どうすればよいか聞くために、以前勤務していた申立事業所に手紙を出した記憶がある。

その後、私の手紙に対する返事は無かったが、申立事業所から「何日以内に郵便局に行ってお金を受け取ってください。」という内容の書類が来て、郵便局で現金を受け取った記憶がある。

私の年金記録では、脱退手当金を受給したとされているが、申立事業所から送付されてきた書類には、脱退手当金の記載は無く、私は、当時、脱退手当金を受領する意思も無かったので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の記載が確認できる上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、昭和 38 年 1 月 21 日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁から当該脱退手当金の裁定庁に回答した記載が確認できる。

また、申立人の脱退手当金は、昭和 38 年 8 月 3 日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人は、「昭和 38 年ごろに、会社からの送金を郵便局で受け取った。」と述べており、申立内容の時期と脱退手当金の支給時期がおおむね一致していることなどを踏まえると、申立人が当時、郵便局で受け取った現金は脱退手当金であったものと推認される。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 5 月 1 日から 31 年 8 月 19 日まで
② 昭和 33 年 6 月 5 日から 37 年 7 月 21 日まで

私は、申立期間②の事業所を結婚準備のために退職したが、当時は、脱退手当金どころか厚生年金保険のことも知らなかった。私は、脱退手当金を受給したことは無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 10 か月後の昭和 38 年 5 月に支給決定されているところ、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、同年 3 月 12 日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額を、社会保険庁から当該脱退手当金の裁定庁に回答した記載が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 9 月 29 日から 34 年 12 月 30 日まで
申立期間当時、私は、脱退手当金制度を知らず、同僚とそのような話をした記憶も無い。また、申立期間の脱退手当金については、昭和 52 年にデパートに入社した際、当時の事務長から、「社会保険事務所に確認したところ、脱退手当金は受給していない。」との説明を受けている。

私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所において、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立人の資格喪失日から前後各 2 年間に資格を喪失した者 34 名の脱退手当金の支給状況を確認したところ、全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 32 名が資格喪失日から 3 か月以内に支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る事業所の被保険者名簿には、申立人に脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 35 年 3 月 4 日に支給決定されていることが確認できるほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、同年 1 月 21 日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答した記載が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 1 日から 42 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 12 月から 46 年 10 月までの間、A 社（現在は B 社）に継続して勤めていたにもかかわらず、社会保険庁では、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

申立期間当時の給料明細書等が残っていないが、当該期間中も、毎月の給与の額に変化は無かったことなどから、厚生年金保険へ加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述などから、申立人が申立期間当時、A 社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録では、A 社は、昭和 40 年 5 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後、申立期間経過後の 42 年 2 月 1 日付けで再び適用事業所となっていることが確認できるのみであり、当該事業所は申立期間中、厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できない。

また、申立人が挙げる申立事業所での厚生年金保険の加入記録が確認できる元同僚 5 人（現在の事業主を含む）についても、申立人と同様に、申立期間に係る加入記録が確認できない。

さらに、現存する B 社では、申立事業所における申立期間当時の社会保険関係書類は保管していないとしているため、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が確認できない。

加えて、B社の関与税理士が保管する申立事業所における決算書では、厚生年金保険料の預り金が、申立期間の直近前後に到来する事業年度末には記載されている一方で、申立期間中に到来する事業年度末には記載されていないことが確認できることなどから、申立事業所は申立期間中、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していたと推測するには至らなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 5 月 1 日から 10 年 8 月 31 日まで

今回の申立てに先立つ平成 20 年 11 月に社会保険事務所の職員が来訪し、A社における私の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録について、事実と反してこれを引き下げる訂正が行われている可能性があるとの説明があった。

私の申立期間当時の給与が月 40 万円であったことを確認できる資料も残っているため、申立期間について、遡及訂正前の標準報酬月額であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立期間の標準報酬月額について、当初、41 万円と記録されていたところ、申立事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成 10 年 8 月 31 日）の後の平成 10 年 9 月 25 日付けで、申立期間のすべてについて、さかのぼって 9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本では、申立人が申立期間を含む昭和 53 年 2 月 16 日から平成 15 年 7 月 28 日まで、申立事業所の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、平成 10 年 9 月 25 日付けの標準報酬月額の遡及訂正処理については、「20 年 11 月の社会保険事務所職員の訪問によって初めて知った。申立期間当時、資金繰りに困ったことはなく、社会保険料の滞納は無かった。」と供述しているが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 10 年 8 月 31 日付けで健康保険任意継続被保険者となっている上、当該健康保険の保険料決定時の標準報酬月額は、遡及訂正処理後の標準報酬月額である

9万2,000円となっていることが確認できるとともに、健康保険任意継続に係る被保険者資格取得処理日が、標準報酬月額の変更訂正処理日の3日後の同年9月28日付けであることなどを踏まえると、上記の変更訂正処理に関して、社会保険事務所が申立人の同意を得ずに、又は、申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったとは認められないことから、会社の行為があったものと考えざるを得ない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間当時、申立事業所において代表取締役として会社の業務を執行する責任を負っていた申立人は、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年ごろから 47 年 1 月 31 日まで

私は申立期間中、A社に勤務していたにもかかわらず、社会保険事務所では、厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

私は申立事業所で水道・電気工事の見習いとして働き始め、辞めるころには一人で現場へも行っていったことなどから、当該事業所において厚生年金保険へ加入していたと思う。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述などから、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が挙げた元同僚は、「申立事業所で見習いとして働いていた7、8年間は厚生年金保険に加入させてもらえず、昭和51年4月になって、やっと加入させてもらった。」と供述していることなどを踏まえると、申立事業所では申立期間当時、一部の従業員については、採用後、直ちには厚生年金保険へ加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立事業所は昭和63年3月31日に適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡していることなどから、申立人の申立期間に係る雇用形態はもとより、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間及びその前後において、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え

難い。

加えて、社会保険事務所が保管する特殊台帳では、申立人が申立期間の一部を含む昭和46年4月から47年3月までの間、国民年金に加入の上、当該期間の国民年金保険料を申立期間直後の47年11月16日付けで一括して納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。